

購買者 各位

児湯郡市畜産農業協同組合連合会
代表理事会長 本多 久巳典

和牛子牛市における公表事項の簡素化及び治療歴等の公表について

時下、貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より、当市場をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
さて、子牛セリ市の円滑な進行、統一した公表等を図る為、下記のとおり整理をさせて頂きました。
つきましては、何卒ご理解下さいます様宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

1) 原則、眼に見える部分にある損徴等については、公表しない。

但し、見えにくい場所にあるもの、分かりにくいもの、治療が必要なキズがあるものは公表する。

※今後、公表を行わないもの。

- ①肩付・肩端の異常
- ②体上線
- ③耳切
- ④イボ・アマジシ（出血のあるものは公表）
- ⑤尾振り・尾切れ・尾曲がり
- ⑥角折（ヒビ・出血のあるものは公表）
- ⑦キズ痕・オモテキズ痕（出血のあるもの、化膿しているものは公表）
- ⑧片耳標申請中（未申請のものは公表）

2) 治療歴等の公表について

・セリ市前3ヶ月以内に呼吸器・胃腸系の治療歴があるものは全て公表を行う。

呼吸器・胃腸系に限らず、獣医師が公表の必要があると判断した治療歴等についても、農家へ公表の指導を行う。

2. 変更時期

令和5年6月期子牛市より

3. その他

ご不明な点については、児湯家畜市場までお問い合わせ下さい。